

## 第4回長野県市町村合併審議会 議事録

- 開催日時 平成20年2月19日(火) 13時30分～
- 開催場所 県庁 3階 特別会議室
- 出席委員 横道会長 市川委員 伊東委員 佐々木委員 鷺見委員  
高橋委員 母袋委員
- 県出席者 浦野総務部長 山本市町村課長ほか

### 1 開会

(田中 市町村課企画幹)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回長野県市町村合併審議会を開会いたします。委員の皆様方にはご多忙中のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。

本日は、沼尾会長代理さんと小林委員さん、西塚委員さんの3名の委員さんから急遽、欠席される旨のご連絡がございましたのでご報告申し上げます。

それでは最初に浦野総務部長からごあいさつ申し上げます。

### 2 総務部長あいさつ

(浦野 総務部長)

議事に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。本日は第4回長野県市町村合併審議会を開催したところ委員の皆様方には、本当にお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

地方分権改革推進委員会、国の委員会ですが、昨年11月に取りまとめた中間報告では、国と地方の役割分担において、市町村が基礎自治体として最優先にその担うべき役割を果たすことが一番重要だと、そういう体制整備が求められております。地方財政は依然として大変厳しい状況ではございますけれども、そういう中で地方分権の受け皿として基礎自治体の基盤強化が必要ということが改めて指摘されています。

合併に関しまして県内に目を向けますと、大きな動きが出始めております。まず清内路村からの合併協議の申入れを受けて、阿智村と清内路村の将来像を考える「あり方研究会」が昨年11月に設置されました。地域で検討を重ねた結果、先般、任意合併協議会が設置され、去る13日に第1回の会合がもたれました。合併に向けて具体的な議論が始められております。また長野市との合併を視野に入れた信州新町と中条村では、合併に関する住民懇談会を開催され、先般、両町村で住民アンケートが実施されました。その結果、長野市との合併に向けて新たな一歩を動き出そうというような状態になっております。

本日はこれまで3回の審議会でご審議いただきました事項を項目ごとに事務局の方で取りまとめさせていただきまして、それぞれのお立場で忌憚のないご意見をいただく中にご審議を進めていただきたい、このようお願い申し上げますとさせていただきます。

本日はありがとうございます。

(田中 市町村課企画幹)

それではこれより議事に入らせていただきますが、進行につきましては、審議会条例に基づきまして、横道会長にお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

(横道会長)

それでは早速ですが、これから私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。年も変わりました最初の審議会ということですがけれども今年もどうかよろしくお願いいたします。

ご承知のように合併新法の期限が平成22年の3月ということでありまして、あと2年あまりということになってまいりました。したがって、今総務部長からもお話がありましたように、いろいろな動きが県内にも出ているようではありますが、平成20年というのは大変大事な年になるというふうに思っております。具体的に合併の動きも出てきている中で、本審議会としても、合併構想の策定に向けた審議に入っていくことになるのではないかとこのように思っております。引き続き皆様方のご協力をお願いいたします。

本日の議題はお手元に配布されております会議次第のとおりでありますけれども、まずこれにつきまして、内容ですとか資料概要等について事務局の方から説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(山本 市町村課長)

それでは本日の議事の流れにつきましてご説明させていただきます。また併せてお手元の資料の確認もさせていただきたいと存じます。前回の審議会では「市町村のあるべき姿」、「市町村合併の必要性」、「県の役割」につきましてご審議をいただきました。委員の皆様方からは様々なご意見を頂戴したところがございます。本日は第1回から第3回までに提出いたしました資料、また委員の皆様からいただきました意見等踏まえまして、それぞれの項目ごとに取りまとめたものを資料として用意させていただきました。本日はこれを基にご審議を賜りたいと存じます。

それでは次第をご覧いただきたいと存じます。議事の(1)「これまでの審議に係る総括」ということで、「I 市町村の現況及び将来の見通し」から「IV 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」ということで4項目についてご審議をお願いしたいと存じます。資料につきましては、それぞれ右にございますように1から4、それぞれ用意させていただきました。

それでは次のページをご覧いただきたいと存じます。議事(1)「これまでの審議に係る総括について」ということで提出資料の一覧を用意いたしました。

資料1ですが、「市町村の現況及び将来の見通し」としまして、まず1つに全国的な動向、2番としまして長野県に係る動向、この2つにつきましてまとめさせていただきました。なおこの資料の右側に、「これまでの審議における関連資料」というふうを書いてあるものがございます。これは第1回から第3回の審議会当日に提出させていただきました資料につきまして参考までに記載しております。因みに1番目の「全国的な市町村を取り巻く環境の変化」では、これまでの審議における関連資料は第2回の審議会に提出しました、資料1、2、3、5、これらが関連の資料ということでございます。

資料の2番目、「II 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」につきましては、1番目としまして、「県内の市町村合併の状況」、2番目の「自主的な市町村合併の必要性」、3の「県の役

割」等に関する基本的な考え方についてそれぞれまとめてございます。

資料3ですが、「Ⅲ 構想対象市町村の組合せ」でございまして、こちらにつきましては、組合せに係る基本的な考え方についてまとめさせていただきました。

最後に資料4でございまして、「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」としまして、県の役割と必要な措置の考え方を示した上で、具体的な措置の内容についての項目をまとめさせていただきました。前回の第3回審議会でこの点につきまして、委員の皆様から多くのご意見を頂戴いたしました。これらを踏まえまして、県としての支援方針の基本的な考え方について説明させていただきたいと存じます。

なお合併構想につきましては、関係市町村からの申入れを受けて策定することになりますが、ただいまご説明させていただきました資料の1から4の構成は合併構想に盛り込むべき事項として、総務省から「基本的な指針」が示されておりまして、その項目に沿った形となっております。

また合併構想を策定するにあたりまして、合併新法に基づき構想に対し審議会の意見をお聴きすることになっております。本日お示ししました内容、それからこれまでの審議内容や資料等を今後合併構想に反映させていただきまして、県としての構想案を策定し、本審議会に諮問させていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お手数ですが、前のページの次第をご覧いただきまして、議事の(2)「その他」として、2点お願いしたいと思います。

1点目は資料5としまして「合併に向けた市町村の動向」についてでございます。先ほど部長のあいさつにもありましたけれども、合併に向けて具体的な動きが出てきております。直近の動きについて加えさせていただきましたので、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

2点目は、今後の審議スケジュールということで、本審議会の今後見込まれます審議スケジュールを資料6としてお示しをさせていただきました。

以上につきまして順次説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

### 3 議 事

#### (1) これまでの審議に係る総括について

##### I 市町村の現況と将来の見通し

(横道会長)

進め方としてはそういうことであります。順次お願いいたします。

(伊藤 市町村課まちづくり支援係主査)

— 資料1により説明 —

(横道会長)

どうもありがとうございました。今資料1に基づきまして、「市町村の現況及び将来の見通し」というのを説明されたわけですが、もう一度私の方から確認のため申し上げますと、本日の審議は、第

3回までの審議の総括ということで、こういう形でまとめていきたいというのをそれぞれ項目ごとに示したもので、これについていろいろなご質問とかご意見をいただきたいということであります。今後、構想を策定するにあたりましては、具体的な市町村の組合せというものは、県として組合せ自体を作らないものですから出てまいりません。これについて、後ほど事務局から説明があるかもしれませんが、具体的に市町村合併の動きが出てきて、法定協議会なりが立ち上がった後、市町村から申入れがある、これを受けて組合せを含めた構想を策定するということになるわけです。したがって市町村から申入れがない段階で構想は作れませんので、我々がやっている作業は、組合せの部分を除いた部分の構想、つまり柱立てとして今説明がありました「市町村の現況及び将来見通し」とか「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」とかこういったものにつきまして、今までのご議論を踏まえ、今日ある程度の総括をして、その総括したものがおそらく県が策定する構想の中身になっていく、そういうことであります。イメージとしては構想対象市町村の組合せ以外のところについて、総括的な議論をしているのだということでお考えいただければというふうに思っております。

では、そういうことで「市町村の現況及び将来見通し」に係る事務局の説明につきまして、ご質問とかご意見とかございましたらよろしくお願いいいたします。これは骨子ですから、例えば具体的な構想案というのが出てきた場合には、これを文章化していくということですね。そういうことで理解していただければよろしいかと思えます。

(高橋委員)

まとめについて異論があるわけではないのですが、4ページの「行財政運営の状況」という部分ですが、1番最初の「○」にあります、「国庫補助金、税源移譲、地方交付税を含めた税源配分の見直しに係る一体的な改革が行われた。」の部分について、三位一体の改革の結果を評価しなくていいのか。次年度は地方再生対策費とか、それから臨時財政対策債の発行、あるいは交付税特会の償還金繰り延べ措置といったようなことがすでに起こっている。ということは、この結果、地方財政はかなりダメージを受けたわけでありまして。一部の東京、愛知など以外の地域は非常に大きなダメージを受けたということだと思うので、そういう結果は既にありますから、第2回の審議のときはあまりはつきりしなかったのだけど、現在そう言われているので、その辺の評価というか、「行われた」ということで、さらっと表現されていますが、2つめの「○」には、「小規模町村にとっては、極めて厳しい状況が続いている」と書いてはありますので、小規模だけじゃなく、一般的にそういう傾向がある点も示した方がよいのではないかと。それで20年度は多少の補正の方向性がでているのか、そういうところの整合性についてはどうなのか。

(横道会長)

高橋委員のおっしゃるとおりのところは当然あるわけですし、三位一体の改革というのは私から見ても、3兆円の税源移譲ということは、補助金の削減をして税源移譲をしたという側面はあるのですが、一方では交付税が相当この3年間によって減額されたということは間違いないことでありますので、それは一方で国の財政再建という側面があったものと思えます。この部分の表現はお任せしますが、地方財政は厳しい状況にあるというところはちょっと考えていただきたいと思えます。

## Ⅱ 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

(横道会長)

よろしければ次に入りたいと思います。資料2の「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項」ということで、この説明をお願いいたします。

(小林 市町村課まちづくり支援係企画員)

— 資料2により説明 —

(横道会長)

どうもありがとうございました。ただいま説明のありました資料2「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項」についてご質問とかご意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。

最後の「県の役割」の部分は基本姿勢についてここに示したもので、具体的な対策等については、また後ろの方で出てくると思います。

よろしいでしょうか。次に移りたいと思います。

## Ⅲ 構想対象市町村の組合せ

### Ⅳ 自主的な市町村の合併の推進するために必要な措置

(横道会長)

続いて資料の3「構想対象市町村の組合せ」、それから資料4「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」、この2つについて一括して説明していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(玉井 市町村課まちづくり支援係長)

— 資料3・4により説明 —

(山本 市町村課長)

私の方から今の説明と重複するところがあるかと存じますが、若干補足させていただきたいと思っています。

第3回審議会におきまして、県の積極的な支援の必要性につきましては多くのご意見を頂戴したところございまして、これらを踏まえまして、県としても支援策につきまして検討してきたところございまして。この検討の中で、まず県の姿勢を明らかにし体系立てて合併を支援していくと、そのような支援方針、これを策定していく必要であるのではないかと考えております。このような支援方針というのは、これまで旧法下では策定しておりませんでした。今回は県の合併に対する基本的な姿勢を明らかにするという意味からも、是非策定してまいりたいというふうに考えております。

中身につきましては説明したとおりでございますが、いずれにいたしましても、県としての支援方針につきまして、本日ご意見をお伺いした上で、できるだけ速やかに対応してまいりたいと考えてお

りますので、どうかよろしく願いいたします。

(横道会長)

ここで10分ほど休憩をとり、2時40分から再開したいと思います。

(休 憩)

(横道会長)

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩前に説明のありました資料3「構想対象市町村の組合せ」と資料4「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」、これらにつきましてご質問、ご意見等がございましたらどうぞよろしく願います。

特に資料4に係る「県の役割と具体的な措置」の内容につきまして、いろいろ皆様方からご意見をいただいていたところでもありますのでよろしく願いいたします。

(伊東委員)

資料3の組合せに係る考え方の中に、関係する全市町村に係る合併協議会が設置されるなどというようなことで、設置されなければ支援していかないのかどうなのかということですが、合併を経験した者として、協議会は議会の議決ですから当然ですけれども、その前の任意合併協議会の時からいろいろな問題が論議されるわけでありまして。ですから、もちろん県は積極的な事務的な支援とかそういうことでやっていただけていただけのものと思いますが、やはりこれは切り離して考えるのではなくて、合併が進むか進まないかということは、任意合併協議会がうまくいくことによって、法定合併協議会というものがスムーズにできることとなりますので、切り離して考えないように、私はやっていただきたいなと思います。

また最近、今日は出していただけと思ったのですが、村井知事さんの合併についての基本的な考え方を新聞とかテレビ等で報告されたかと思うのですが、やはりこの審議会でももちろん審議していくのも大事だけれども、県の最高責任者が合併について発言したというようなものは、やはりこれは県の考えであるということで、今日の審議会ですべて報告していただけたらよかったですというふうに考えておりますので、報告できるようでしたらお願いしたいと思います。

それから、第3回のときに母袋委員さんと私が、県はもっと積極的に合併問題に関わり合いを持ってほしいというようなことを申し上げたつもりでおりますけれども、それらが資料4のところですというふうに活かされているのか、それから「最大限の支援を行う」というようなことが書かれておりますけれども、最大限の支援というものは、例えば財政的にはどういうものか、新法で言うと、国の財政的な支援としては、普通交付税の算定替が10年間のものが段階的に5年間に縮減され、中には廃止となった支援もあるのだけれども、やはりそういうような点で、県において手厚く支援できることはやっていかないとなかなか合併は進まない。旧法下のときにはこういった支援方針は示されなかったということですが、今回は審議会も設置して合併を支援していくということですので、私は一歩も二歩も進んでいかなければと思っております。これらの点についてお答えをいただけたならと思います。

(横道会長)

では、3点ほど出ましたので、最初のところから順次お願いします。

(山本 市町村課長)

まず第1点目、資料3の関係でございます。「組合せに係る考え方」ということで、考え方として整理しておきますと2つあります。

まず1つには、新法上の規定の構想対象市町村に位置づけるというやり方、それから県の支援ということがあろうかと思うのですが、構想対象市町村への位置づけにつきましては、これは第1回目にお話させていただきましたけれども、それぞれの市町村が議会で議決を経て、法定協議会を作った段階で、構想対象市町村への位置づけを申入れていただく、それから位置づけていくという考えでございます。もう1点、県の支援ということを考えますと、先ほどお話がありましたけれども、法定協議会ができる前の段階、任意協議会ですとか任意協議会に至る前ですとか、そういう段階についても、いわゆる合併を志すと言いますか、そういった動きに対しましても、いろいろな情報の提供から始まって今回は新たに人的な支援も積極的に考え、任意協議会が順調に円滑に進むような支援をしていきたいなと思っております。

それから村井知事の基本的な考え方がどうなのかということですが、今日は資料を持ってこなかったのですが、議会答弁等での基本的な考え方としましては、まず1点、現状の認識としましては、旧法下における合併というのは小規模町村が多数残ってしまって、合併が十分に進展したとは言い難い状況にあるという基本的な認識を持っております。ただ合併を推進するにあたりましては、やはり市町村の自主的・主体的な取組というのをまず尊重しなければならない。その上で、合併に向けた取組の各段階、例えば合併を決めた、それから合併を志すというものについても、その段階によって、市町村に対しては最大限の支援をしていきたいというのが知事の基本的な考えだと思えます。

それから第3回にお話のございました、伊東委員さん、それから母袋委員さんの方からお話がありました積極的に関わりを持つというお話と、資料4との関係でございますけれども、例えばこの審議会で議論していただいた事項、それから提供した資料、これをもっと積極的に外に出していくべきではないかと第3回審議会でご指摘をいただきました。資料4は支援内容の骨子、骨組みのようなものですから、これから肉付けをさせていただきたいと思っております。20年度予算案の中で、この合併審議会が各地域に出向いて合併の機運の醸成を図ってもらおうと、そういう面の予算を盛り込ませていただきました。したがって20年度におきましては、各地域の方で今までの資料を基に「合併の必要性」ですとか「市町村のあり方」ですとかその辺の話ができるような、そういった場面を作っていきたいというふうに考えております。

それから、財政支援の関係ですが、これまで新法下での新たな財政支援をするというのは、なかなか示してこなかったのですが、具体的な中身は別として、旧法と比べ国の措置というのは大変薄くなっているものですから、県としても財政的な支援をするということはきちんと明記して、それで具体的な中身については今後検討し、いろいろとご要望をお聞きしながら、形を作っていきたいというふうに考えております。以上です。

(横道会長)

どうもありがとうございました。

(母袋委員)

まず、こういう審議をしてきて、その一方で県下における合併に向けた動き、3箇所ですか、具体的にあるなど認識しておりますが、伊東委員からもお話がございましたとおり、基本的にはかなり今回のこの整理の中で、県の合併に対する姿勢というものが明らかになってきて、積極的になってきたなどまず感じました。そういう中で、「最大限の支援を行う」とのことです。これはこれでしっかりと中身について今後考えていくということになりましようが、合併を踏み込んでやっていく、例えば今みると、長野とか松本とか大都市においては、更に加わる話になってくるのでしょうか、そうしますとやはり首長の立場からしても財政的な支援というのは大変気になるところなのであります。国における支援は、旧法のものとは新法はまるっきり中身が違うわけですから期待できない。それを補うのは、やはり国ではなく県のレベルである、こういうことだと思っております。

したがってこれから行財政的な支援の中身について、議論あるいは検討がなされていくのであります。1つにはですね、国がよく交付税等で算定替という理論を持ち出しますが、このような考え方というのを是非ですね、県の政策の中ででもやっぱりやってもらいたい、こういうふうにするのがひとつであります。

もう1点は、先ほどもちょっと出ましたが、具体的な支援策としまして、合併特例交付金について、現状も旧法下での合併に対して交付金はあるわけですが、中身をみますと、たががはめられていてソフト事業のみの支援金です。こういうことらしいので、私はちょっと勘違いをしていて、ハードもいいのだと認識していたのですが、そうじゃないという話をこの間知りまして、おいちょっと待てという話になってきたのですが、これは私の知識不足もあったのですが、今後においてはこれまで合併したところ、それから今度新たに合併するところに対する特例交付金のあり方について、是非ソフト事業だけではなく、ハード事業という、それは無限というわけにはいきませんから、有限な話でしょうが、範囲を決めてでもソフト・ハードともに県の交付金というものが使えるように是非考えてほしいと。それについて若干コメントをいただければありがたいと思います。その他の財政支援というのはどんなことが考えられるのか、これも鋭意考えてほしいと思います。

最後に人的支援というものがございました。私どもの合併の際には、将来推計、財政推計の中で、県から非常に財政を知っている方に来ていただき実務をやっていただき大変大助かりでしたということ報告させていただきながら、人的支援というものは大変重要ですよということも申し添えさせていただきたいと思っております。

(山本 市町村課長)

財政支援の関係で、現在交付金の制度、旧法下における支援の1つとして、特例交付金という制度を県で持っております。確かに今、母袋委員さんご指摘のとおり、ソフト事業に限定しているというのをごさいます。これから新法における財政支援につきましては、国の支援も大変薄くなってきているということもあって、これは是非、財政的な支援をしていきたいと、その中で使い勝手のいい制度にしていきたいという点は十分に検討していきたいというふうに思っております。

(高橋委員)

国や県の支援は結構なのですが、一度前聞いたと思うのですが、平成の合併については、新市町村計画を立てるのですが、これに対する承認といったようなことは、県とか総務省とかそういう義務はないというというような話はお聞きしたのですが、やはり吸収されるところ、周辺部になるところ、合併は1つの合理化であることも事実ですから、そんなものまで置けば合併しても効果がないとか、そういうようなことをとにかく指導をしてくる、日本の行政は集権的だと私は思っているので、交付税の特例もあるし、支援もあるから、そこまで置くことはないとか、いろいろな公民館だとか、支所の人数だとか、そういったところで計画に対して指導してくる、関係する市町村間で決めることはやむを得ないとしても、計画の中で、新市町村の住民が合意するのは、それが不便であろうがどうなるかが、合併地域の住民が合意して決めることであり、そうではなくて、いろいろな支援があるということで、あるいは合併の目的、目標というようなものがあるということで、公共施設の数とか支所の置き方だとかというようなことに計画の協議を通じ、国、県は介入しないのだということを明確にする必要がある。住民にしてみると、そういうことが心配なのであり介入はしない、しないとは言っても、資料4の最後に書いてあるが、「合併協議や合併後のまちづくりが円滑に行われるよう、人的・行財政等の支援を行う」、支援を行うということは指導も含めて行うのだ、というふうに解釈できるので、そういうことはここにいる皆さんは心配しなくても、住民の皆さんは心配するもので、合併すればどうなるのか、それが一番心配になるところだから、その点は明確にしないとやっぱり合併も進まないものと思うが。

(山本 市町村課長)

合併をするからといって県の方で市町村の計画で、例えばこれが多すぎるですとか、支所が多いですとか、そういうことはございません。あくまでも関係する市町村間で自主的・主体的に計画を作っただけ。その中でどういうふうによれば合併の目的に合致していくのか、それは市町村が主体的に考えるべきものであります。県の方からいろいろと言う問題ではないというふうに考えておりますが、高橋委員さんご指摘のとおり、そういう面で大変ご心配をされているということであれば、その辺については、県としては十分気をつけていきたいなと思っております。

(横道会長)

それでは全体として、議事の(1)「これまでの審議に係る総括」ということで、資料の1から4につまましていろいろとご意見をいただきました。これらを踏まえまして先ほど申しあげましたように、これが県の作る構想案の中身になっていくのだろうと思っております。ただこれも、先ほど申しあげましたように、具体的な構想は、今後関係市町村による合意形成がなされ、県への申入れがあった時点から、それを受けて策定していくということになります。今日の審議ではそれ以外の部分について、合併構想の基本的なベースになるものだというので、今日の様々なご意見を踏まえまして、事務局の方で構想策定に向けた検討あるいは精査等をお願いしたいと思います。

それから、私としては県の支援策というのが非常に重要だと思っております、県内におきましても合併に向けた動きがいくつか本格化してきておりますし、合併新法の期限を見据えますと、先ほど申しあげましたが、非常に重要な時期にきていると思っております。おそらく合併を検討しているところ、あるいはこれから取り組もうとしているところにつきましては、県の支援策、これが一体どうなるの

か、これに期待するところが非常に大きいというふうに思います。私も実際、法定合併協議会の委員などをいくつかやりましたが、円滑な協議やその後のまちづくりを進めようとした場合には、県の積極的な支援も非常に重要で、欠かすことのできないものであると思っております。したがって、資料4に示されておりますが、県としての合併に対する基本的姿勢を明らかにして、組織面での支援体制をしっかりとされ、今ご意見が出ましたが、さらに具体的支援策を早急に検討していただくということは、非常に重要でかつ合併を志している市町村に対する大きな支援になるものと思いません。

本審議会におきましても、合併に向けた取組を志している市町村に対し、県は最大限の支援をすべきというご意見を多数いただきましたので、先ほど県が示された支援措置、大きく3点あると思えますが、1つは「県の支援方針を早急に構築すること」、それから2点目に「現地機関も含むところの全庁的な支援体制を整えること」、最後は「合併支援プラン、具体的な支援策を盛り込んだ合併支援プランを早期に策定して、積極的に合併を志す市町村に対し支援を行うこと」の3点であります。以上の点につきまして、できるだけ早期にかつしっかりとした内容で行うなど、県として最大限の支援をするよう本審議会としても強くお願いしたいと思います。

これらについて、総務部長から改めていかがでしょうか。

(浦野 総務部長)

ただいま県の合併支援策について、大変適切なお意見、あるいは厳しいご意見をいただきました。これまで情報提供ですとか、技術的な助言といったことで合併については支援させていただいてきたわけですが、現在考えられております合併が円滑に進むこと、あるいは合併後のまちづくりがきちんとなされるためには、今お話がありましたように、この時機を失うことなく支援をしていく必要があるのかなと思っております。その意味で資料4に支援措置として掲げ、先ほどご指摘をいただいたわけですが、できるだけ早くに支援方針を策定いたしまして、合併支援体制ということで本庁の支援本部、それから現地機関、地方事務所を中心とした地域支援本部を早急に設置いたしまして、ここでの検討も含めてということになるかと思いますが、合併支援プランを早急に策定してまいりたいと思います。先ほどご意見を賜りました人的な支援、特例交付金を含めました財政的な支援を、プランの中でできるだけ具体的に合併を応援していきたいと思っております。

いずれにしても、横道会長からのご指摘のとおり、「なるべく早くに」ということがまずひとつの目標でございます。県の財政は厳しい状況ではございますが、合併という事柄に対する重要性と申しましうか、県としても組織の中でできるだけの支援をしてまいりたいと考えておりますので、是非またお知恵を拝借することがあろうかと思いますが、よろしくごお願い申し上げたいと存じます。

(横道会長)

どうもありがとうございます。是非県としても合併を志す市町村に対して、今のご発言のとおり強力な支援をお願いしたいと思います。

## (2) その他

- ・ 合併に向けた市町村の動向
- ・ 今後の審議スケジュール

(横道会長)

それでは、次に議事の(2)の「その他」に入りたいと思います。その他については2点ですが、資料5の「合併に向けた市町村の動向」、資料6の「今後の審議スケジュール」、この2点について一括してご説明願います。

(玉井 市町村課まちづくり支援係長)

— 資料5・6により説明 —

(横道会長)

ただいま説明いただきました資料5と6について、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。全体を通していかがでしょうか。

それでは事務局から説明がありましたように、私どもはこれまで4回、市町村合併のあり方等について審議をしてまいりました。これが実質的に、具体的な合併構想の構想対象市町村を除く部分の審議をしてきたということになるかと思いますが、本日の意見を踏まえまして、県の方でまとめをしていただくようお願いしたいと思います。

したがって、本日をもって第1回の審議会で「審議することとした事項」についての審議は一旦締めさせていただきます。それで次回の審議会は、今事務局から説明がありましたように、合併に向けた合意形成ができた市町村からの申入れを受けて、県が構想案を策定することになった後に、その構想案につきまして、諮問を受けて本審議会で改めて審議していくことになるかと思いますが、よって、次回の開催は市町村の動向次第ということになりますが、申入れを受けてから日程をいろいろと調整していたのでは遅れてしまいますので、スケジュールとしては、3月はあり得ますかね？まあ一応4月から、ひょっとして3月もあり得るかもしれませんが、4月から1ヶ月単位くらいを目安に調整して、市町村の状況に応じて時機を失することないよう進めていきたいと思えます。合併関係市町村からの申入れが時期的にずれてきた場合には、その都度構想を変更するといった対応も必要となりますので、今申し上げたように4月から1ヶ月単位を目安に日程を調整して、市町村から申入れを受けたらできるだけ早く構想の策定、あるいはその変更ができるように審議会の運営を進めていきたいと思っております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

事務局におかれては、今動いている以外の地域からも合併に向けた様々な動きがでてくるかもしれませんので、動きのある市町村を含め関係市町村の動向について、委員の皆様方に随時情報提供をしていただくようよろしくお願いしたいと思います。ではこれで本日の審議は終了させていただきます。

(田中 市町村課企画幹)

ありがとうございました。

それでは、これで第4回市町村合併審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。